



2026年4月1日

各 位

会 社 名 ア ジ ア ク エ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 桃 井 純
(コード番号：4261 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 外 谷 悠 一 郎
(TEL 03-6261-2701)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月24日開催の取締役会において、以下のとおり「定款一部変更の件」を2026年3月30日開催の当社第14期定時株主総会に付議することを決議し、当該株主総会におきまして原案どおり承認決議を経ましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

経営管理体制の一層の強化・充実とともに、事業環境の変化に対応した機動的なコーポレート・ガバナンス体制を構築するため、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 会長職の選定に関する規定を新設するとともに、株主総会及び取締役会の招集権者・議長を柔軟に決定できるよう、所要の変更を行うものであります。
- (2) ガバナンスの透明性を高めるため、会計監査人の報酬等の決定主体を代表取締役から取締役会へ変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長1名</u>、<u>取締役社長1名</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第6章 会計監査人 (報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役</u>が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人 (報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て<u>取締役会</u>で定める。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2026年3月30日

定款変更の効力発生日 2026年3月30日

以上